

令和3年第1回大多喜町議会定例会

## 2月会議会議録

令和3年 2月1日 開会

令和3年 2月1日 散会

大多喜町議会

令和三年 第一回定例会〔二月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔二月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔二月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔二月会議〕

大多喜町議会議録

## 令和3年第1回大多喜町議会定例会2月会議会議録目次

### 第1号（2月1日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
臨時議長の紹介及び挨拶	3
開会及び開議の宣告	3
町長挨拶	3
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
副議長の選挙	7
常任委員会委員の選任	9
議会運営委員会委員の選任	11
夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	12
国保国吉病院組合議会議員の選挙	13
夷隅環境衛生組合議会議員の選挙	15
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	16
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
日程の追加	32
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
休会について	34
散会の宣告	35



第 1 回大多喜町議会定例会 2 月会議

( 第 1 号 )

令和3年第1回大多喜町議会定例会2月会議会議録

令和3年2月1日(月)

午後 2時00分 開会

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	古茶義明君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	宮原幸男君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	西川栄一君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

## 議事日程（第1号）

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長選挙

追加日程第 5 常任委員会委員の選任

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 7 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員選挙

追加日程第 8 国保国吉病院組合議会議員選挙

追加日程第 9 夷隅環境衛生組合議会議員選挙

追加日程第 10 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

追加日程第 11 承認第1号 専決処分の承認について

追加日程第 12 議案第1号 工事請負契約の締結について

追加日程第 13 議案第2号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第11号）

追加日程第 14 同意第1号 監査委員の選任について

---

◎臨時議長の紹介及び挨拶

○議会事務局長（麻生克美君） 本日はここに、令和3年第1回大多喜町議会定例会2月会議が招集されましたが、この議会は、さきに執行されました大多喜町議会議員一般選挙後の初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員さんが臨時議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、麻生勇議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

麻生勇議員、議長席にお着きいただき、議事の進行をお願いしたいと存じます。

（年長の麻生 勇議員 議長席に着く）

○臨時議長（麻生 勇君） 皆さんこんにちは。

ご苦労さまでございます。

ただいまご紹介いただきました麻生勇でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

---

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（麻生 勇君） ただいまの出席議員は12名全員です。

したがいまして、会議は成立しました。

ただいまから令和3年第1回大多喜町議会定例会を開会します。

これより2月会議を開きます。

（午後 2時00分）

---

◎町長挨拶

○臨時議長（麻生 勇君） 初議会に先立ち、町長からご挨拶があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 令和3年第1回議会定例会2月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議会定例会2月会議を招集させていただきましたところ、議員の皆様方にはお忙しい中、全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、去る1月17日に執行されました町議会議員選挙においてご当選をされ、本日ここに皆様をお迎えできましたことは、ご同慶の至りに存ずるところで



ございます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、国から緊急事態宣言が発出されているところでございますが、町といたしましても、感染の状況を注視していくとともに、適切な対応に努めてまいります。また、度々申し上げているところではございますが、マスクの着用、手指の消毒、感染拡大防止のための行動など、感染予防対策を引き続き町民の皆様をお願い申し上げます。

このような状況下で、先も見通せないところでございますが、町といたしましては、昨年12月に策定し、4月からスタートする大多喜町第3次総合計画の基本構想に基づく後期基本計画により、健全な財政基盤を維持しながら、定住人口の増加、若い世代が残れるまちづくりを目指し、前期の基本計画と同様、全力で取り組んでまいりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りたくお願いを申し上げます。

さて、本日の会議でございますが、選挙後初めての会議でございますので、議長、副議長及び各委員等が選出された後、専決処分の承認、工事請負契約の締結に関する議案、そして、一般会計補正予算の議案をそれぞれ提出させていただいておりますので、各議案とも十分にご審議をいただき、可決くださいますようお願いを申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

---

### ◎仮議席の指定

○臨時議長（麻生 勇君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

事務局より、各議席の座席図を配付いたします。

---

### ◎議長の選挙

○臨時議長（麻生 勇君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

準備しますのでしばらくお待ちください。

（議場を閉める）

○臨時議長（麻生 勇君） ただいまの出席議員数は12名全員です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番渡辺善男議員、2番渡邊泰宣議員、3番野村賢一議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、投票願います。

(投票用紙の配付)

○臨時議長(麻生 勇君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長(麻生 勇君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をお願いします。

(投票箱の点検)

○臨時議長(麻生 勇君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、投票願います。

(議会事務局長点呼により議席順に投票)

○臨時議長(麻生 勇君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長(麻生 勇君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

渡辺善男議員、渡邊泰宣議員、野村賢一議員、開票の立会いのため、投票箱の前をお願いします。

(開票)

○臨時議長(麻生 勇君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票

有効投票 12票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち

麻生勇議員 11票

吉野唄一議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがいまして、私、麻生勇が議長に当選いたしました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(麻生 勇君) ただいま議長選挙において私が当選いたしました。

町の発展と町民福祉の増進に誠心誠意努力をいたします。また、議会改革についても、皆さんとともに推進してまいりたいと考えていますので、議員各位のご支援を賜りますようお願いいたします。

承諾の挨拶といたします。

ここで10分間の休憩をいたします。2時30分まで休憩といたします。

(午後 2時21分)

---

○議長(麻生 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時30分)

---

○議長(麻生 勇君) ただいま皆さんからご支持をいただきまして、議長に当選させていただきましたが、議会の円滑な運営につきまして、何とぞ皆様方のご協力をお願いいたします。

---

#### ◎議席の指定

○議長(麻生 勇君) それでは、追加議事日程第1号の追加1に従い、議事を進めます。

これより日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

なお、議長選挙に伴い、会議規則第4条3項の規定により、12番席にご着席の末吉昭男議員の議席を、4番議席に変更します。

議席の移動をお願いします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生 勇君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

1番 渡 辺 善 男 議員

2番 渡 邊 泰 宣 議員

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（麻生 勇君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本町議会では通年議会を導入しており、定例会の会議につきましては、通年議会実施要領第2条の規定により、原則1月から翌年の招集予定日の前日までとされております。ただし、議員の任期満了の年及び町長の任期満了の年における会期は、2月から翌年の招集予定日の前日までとすることとされています。

このため、翌年の招集予定日を確認しましたところ、現時点で、令和4年2月1日招集予定ということでもあります。したがって、令和3年第1回大多喜町議会定例会の会期は、本日2月1日から、令和4年1月31日までの365日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から令和4年1月31日までの365日間とすることに決定しました。

---

◎副議長の選挙

○議長（麻生 勇君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入口は閉めた状態とします。

（議場を閉める）

○議長（麻生 勇君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番渡辺善男議員、2番渡邊泰宣議員、3番野村賢一議員を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙の配付)

○議長(麻生 勇君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

(投票箱の点検)

○議長(麻生 勇君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入し、投票願います。

(議会事務局長点呼により議席順に投票)

○議長(麻生 勇君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

渡辺善男議員、渡邊泰宣議員、野村賢一議員、開票の立会いのため、投票箱の前にお願います。

(開票)

○議長(麻生 勇君) 立会人の皆さんご苦労さまでした。

選挙の結果を報告します。

投票総数12票

有効投票 12票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち

末吉昭男議員 10票

渡邊泰宣議員 1票

吉野僖一議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、末吉昭男議員が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(麻生 勇君) ただいま当選されました末吉昭男議員が議場におられます。

本席から会議規則第33条第2条の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました末吉昭男議員から副議長当選のご承諾のご挨拶をお願いします。

○副議長(末吉昭男君) ただいまの選挙で当選をさせていただきました末吉でございます。

議長と共に、町のために頑張ってまいりたいと思いますので、ご支援、ご協力よろしくどうぞお願いいたします。

○議長(麻生 勇君) ここで10分間の休憩とします。2時55分から再開いたします。

(午後 2時46分)

---

○議長(麻生 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時55分)

---

#### ◎常任委員会委員の選任

○議長(麻生 勇君) 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配りました常任委員会委員指名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元にお配りしました常任委員会委員指名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りします。

議会委員会条例第8条の規定により、各常任委員会を開催し、各委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

それでは、これより委員長及び副委員長の互選をお願いします。

総務文教常任委員会は議員控室、福祉経済常任委員会は議長室で会議を行います。

なお、互選に関する職務については、議会委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会の年長の委員が行うことになっていますので、よろしくをお願いします。

総務文教常任委員会は野村賢一議員、福祉経済常任委員会は私、麻生勇がそれぞれ年長の委員でありますので、互選のため、議事進行等その職務をお願いします。

ここで暫時休憩といたします。

(午後 2時57分)

---

○議長(麻生 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

---

○議長(麻生 勇君) ただいま各常任委員会で選出されました委員長、副委員長を報告します。

総務文教常任委員会 委員長 野村賢一議員

副委員長 山田久子議員

福祉経済常任委員会 委員長 渡邊泰宣議員

副委員長 根本年生議員

以上のとおりです。

---

○議長(麻生 勇君) ここで、日程第6に入る前に、議会運営委員会委員指名簿を配付しますので、しばらくお待ちください。

(議会運営委員会委員指名簿の配付)

---

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（麻生 勇君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元にお配りしました指名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元にお配りしました指名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会運営委員会委員が選任されましたので、議会委員会条例第8条の規定により、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選につきましては、議会運営委員会条例第9条第2項の規定により、委員会の年長の委員が行うことになっていますので、よろしくをお願いします。

野村賢一議員が年長の委員でありますので、互選のための議事進行等を、その職務をお願いいたします。

それでは、委員長、副委員長が決まるまでの間、暫時休憩とします。

委員会の会場は、議長室でお願いします。

ここでしばらく休憩とします。

（午後 3時13分）

---

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時21分）

---

○議長（麻生 勇君） ただいま議会運営委員会で選出されました委員長、副委員長を報告します。

委員長 野村賢一議員

副委員長 渡邊泰宣議員

以上のとおりです。よろしくをお願いします。

ここで暫時休憩したいと思います。5分間休憩したいと思います。よろしくをお願いします。



(「続投でいいよ」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 何ですか。

(「続投で、休憩なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 続投でお願いしますということですか。じゃそうしますか。

(「はい」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) それでは、続けてやります。

---

### ◎夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長(麻生 勇君) 日程第7、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

それでは、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に、野村賢一議員、麻生勇議員、吉野一男議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました3名を夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました3名が夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選された3名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました野村賢一議員、吉野一男議員より当選の承諾のご挨拶をお願いします。よろしくをお願いします。

○3番（野村賢一君） 野村でございます。引き続き広域のほうに行かせていただきます。

2市2町、議員の皆様には、これからは広域行政が大変重要になってくることと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（麻生 勇君） ありがとうございます。

11番吉野一男議員。

○11番（吉野一男君） 吉野一男でございます。

皆様の協力を得ましてやっていきたいと思っております。ぜひ皆様のご協力をお願いします。

ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 最後に、私、麻生勇でございます。引き続きお世話になりますので、よろしくをお願いします。

---

#### ◎国保国吉病院組合議会議員の選挙

○議長（麻生 勇君） 日程第8、国保国吉病院組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名方法については、議長において指名することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名推選によることに決定いたしました。

それでは、国保国吉病院組合議会議員に、渡辺善男議員、渡邊泰宣議員、根本年生議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました3名を、国保国吉病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました3名が、国保国吉病院組合議会議員に当選されました。

ただいま国保国吉病院組合議会議員に当選されました3名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

国保国吉病院組合議会議員に当選されました渡辺善男議員、渡邊泰宣議員、根本年生議員より、当選のご承諾のご挨拶をお願いいたします。

○1番(渡辺善男君) 1番渡辺善男でございます。引き続き国保国吉病院組合議会議員を務めさせていただきます。

国吉病院も、医師・看護師不足に始まって、また最近コロナ対策ということで、いろいろと厳しい状況にあるわけでございますけれども、一生懸命務めさせていただきます。

○議長(麻生 勇君) 2番渡邊泰宣議員。

○2番(渡邊泰宣君) 渡邊泰宣ですけれども、ただいま国吉病院組合議会議員の指名をいただきました。皆さんの期待に沿えるように頑張りたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

国吉病院のことについては、まだまだ私は本当に初歩の段階ではありますが、これを機会に勉強したいと思います。よろしく申し上げます。

○5番(根本年生君) ただいま国保国吉病院組合議会議員に推薦されました根本でございます。

コロナの感染の件もあり、地域医療は今後の夷隅郡市の将来を担う非常に大切なものであ

ると強く認識しております。そのために一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願  
いいたします。

---

#### ◎夷隅環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（麻生 勇君） 日程第9、夷隅環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は1名であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと  
思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名推選によることに決定しました。

それでは、夷隅環境衛生組合議会議員に吉野僖一議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました1名を、夷隅環境衛生組合議会議員の当選人と定  
めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました1名が、夷隅環境衛生組合議会議員に当  
選されました。

ただいま夷隅環境衛生組合議会議員に当選されました吉野僖一議員が議場におられますの  
で、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

夷隅環境衛生組合議会議員に当選されました吉野僖一議員より、当選のご承諾のご挨拶を

お願いいたします。

- 6番（吉野信一君） 初めてで何も分かりませんので、皆様のご指導をよろしくお願ひします。頑張ります。

---

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

- 議長（麻生 勇君） 日程第10、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。選挙すべき議員の数は1名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名推選によることに決定いたしました。

それでは、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、麻生勇を指名いたします。

お諮りいたします。

議長において指名いたしました1名を、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました1名が、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました、私、麻生勇が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました麻生勇です。よろしくお願いいたします。

全員協議会の席で山田議員が説明されたとおりですので、私、初めてですが、一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

なお、3時50分から再開します。よろしくお願いいたします。

(午後 3時37分)

---

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時49分)

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第11、承認第1号 専決処分承認についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 承認第1号の説明をさせていただきます。

議案つづりの15ページをお開きください。

この承認は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

専決内容は、令和2年12月24日に、いすみ市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザが確認されたことによる、県からの郡内各自治体への応援要請に対応するための経費及び担当職員の対応に要する経費についての予算措置で、同日付で補正予算を専決処分したものでございます。

県からの応援要請は、高病原性鳥インフルエンザが確認された当日、12月24日にあり、24日から28日までの夜間、休日の時間帯、1日を8時間ごとの3交代で各時間帯、2名の派遣の要請でございました。

次のページをお開きください。

令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）。

令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,927万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により、補正予算の説明をさせていただきますので、3枚ほどめくって22、23ページをお開きください。

2、歳入、款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金98万3,000円の増額補正は、今回の補正の財源として前年度繰越金を充てたものでございます。

次のページをお開きください。

3、歳出、款5農林水産業費、項1農業費、目1畜産業費98万3,000円増額補正は、いすみ市で確認された高病原性鳥インフルエンザについて、県の応援要請により勤務する職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当でございます。

以上で、令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についての説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） ありがとうございます。

挙手全員です。

したがいまして、承認第1号は承認することに決定いたしました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 次に、日程第12、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） それでは、議案第1号 工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

議案つづり37ページをお開きください。

最初に、提案理由と併せて工事の概略等についてご説明いたします。

面白峡遊歩道整備事業、面白峡遊歩道整備工事につきましては、栗又の滝から下流に向かい約1.7キロメートルにわたり整備されている滝めぐり遊歩道は、現在小沢又地先まで来ておりますが、下流の面白方面に向かった状態で整備が終わっており、今回、その終了地点から面白区の岩井原集落まで遊歩道を延伸しようとするもので、今回の工事を行うことで、遊歩道や養老溪谷の魅力向上を図り、さらなる観光客の集客につなげようとするものであります。

次に、工事の概略でございますが、工事区間は小沢又地先の遊歩道終了地点から面白区の岩井原集落まで、工事延長は約868メートルとなり、そのうち滝めぐり遊歩道と同じように、川に沿って整備する部分が約535メートル、山道部分が約333メートルを予定しております。なお、山道部分につきましては、川沿いから岩井原集落に上がる部分が約222メートルあり、この部分は高低差がありますので、擬木による階段と転落防止のための柵の設置を予定しております。

また、工期につきましては、この工事が主に川の中の工事であることから、梅雨の時期や台風シーズン等は川の増水等があり工事できない時期があることなどを考慮して、令和2年度大多喜町一般会計当初予算において、令和2年度から令和4年度の継続費とすることで議決をいただいておりますので、工期を3か年にわたり設定させていただきました。

次に、契約の相手方の選定につきましては、指名競争入札の方法により10者を指名し、令和3年1月21日に入札を行い、その結果、最低価格で入札のあった株式会社仲潮組と1月26日に仮契約を締結したところでございます。



つきましては、予定価格5,000万円以上の工事請負契約となるため、地方自治法及び条例の規定によりまして議会の議決に付すべき契約になりますので、本契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第1号、面白峡遊歩道整備事業。

面白峡遊歩道整備工事について、次のとおり請負契約を締結するにすするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、契約の目的、面白峡遊歩道整備工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、1億1,110万円。

4、契約の相手方、千葉県夷隅郡大多喜町久保113番地、株式会社仲潮組、代表取締役、中村友三郎。

5、工期、議会の議決の日から令和5年3月24日まで。

以上で、議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。今のご説明をいただいた中にも含まれているんですけども、遊歩道から岩井原に上がっていく道が、崖が大変高く、道も細く、今何か大分脆弱になっているということで、瓦礫なんかも落ちてきているような状況ということで伺っております。

ここの部分の整備が、やはりこれから皆さんにご利用いただく部分での安全対策として重要ではないのかというご意見なんかもいただいておりますので、この辺もう少し具体的に、どういった工事を今回する予定になっているのか、分かる範囲で結構なんですけど、教えていただけたらと思います。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） 岩井原地区へ上がる道の部分の工事でございますけれども、

そちらにつきましては、今赤道がございまして、赤道の範囲内で工事を進めるようにしております。その中で土手を削ったり、また盛ったりするような工事が出てきます。そういう中で、今ご心配のありました危険の対策等ございますが、現在のところそういう形でやっていく予定でおりますが、実際にしていく中でまた問題が出てくれば、その都度対応していくような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。ごめんなさい、ちょっと私がかうまく理解できていなくて申し訳ないんですけども、崖があつて、その崖からもちょっと崩落はしているので、そのところがのり面とか吹きつけとかをするのかどうか、大丈夫になるのか。また登り口が非常に狭くて、そこもきちとした階段になっているという状況でももうなくなつてきているようなところもあるそうなので、その辺を、例えば手すりをつけるとか、階段をきちっと整備するとか、その辺というのはどういう形になっているのでしょうか。

先ほど何か柵の設置というお話がありましたけれども、この柵というのはどこにどのような形をつけるもののお話をおっしゃっているのか、その辺がちょっとよく分からなかったので、教えていただければと思えます。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） すみません、私のほうでちょっと説明が足りなくて。

柵のほうは、鉄製のもので、川側のほうにずっとつける予定でおります。それは全線ですね。

（「遊歩道」の声あり）

○商工観光課長（西川栄一君） 遊歩道、その上り、岩井原に上がる部分については、川側のほうに、つづら折りで下りるようになりますので、川側のほうに全てフェンスを、約1メートルぐらいのフェンスなんですけれども、それをつけて転落防止ということで考えております。それを赤道の中でうまくやりながらやっていくということで。

あと階段については、擬木の階段をその都度、その通路の中に設置していくような形で、今設計のほうはなっております。

以上でございます。

（「崖は」の声あり）

○商工観光課長（西川栄一君） 崖については今のままで、多少削ったりしなきゃいけない部

分があれば削るかと思いますが、大きな工事というのは今のところ想定はしていません。

○議長（麻生 勇君） よろしいですか。

ほかに質疑は。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） このすばらしい計画なんですけれども、トイレの整備が附帯設備でこれには入っていないわけでしょう。滝面のほうから、栗又の滝からあそこまで行くと結構1時間半とか、子供連れだと2時間近く歩くわけだけれども、その間トイレがないと思うんで、その辺は今後どうするんでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） トイレのほうは、確かにあそこ栗又の駐車場でトイレを済ますかしないとずっとないものですから、今回の工事の中では全然予定していないんですけれども、今後途中につけるとか、岩井原のほうにつけるとか、そういうことは検討していきたいと考えております。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがいまして、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 続きまして、日程第13、議案第2号 令和2年度大多喜町一般会計補

正予算（第11号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第2号の説明をさせていただきます。

39ページをお開きください。

令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億665万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,593万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

それでは、第2表繰越明許費から順次説明をさせていただきますので、43ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正。

追加は、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、事業名、新型コロナウイルス感染症緊急対策－感染症拡大防止対策5,547万1,000円は、感染症拡大防止のため実施する小中学校のトイレの改修工事に係る設計、施工監理業務、改修工事等、給食センターの食材の真空冷却機及び冷蔵庫の購入及び小中学校の休校時の対応のためのオンライン授業の実施に必要な機器の購入に係るもので、年度内の完了が困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。

その次、新型コロナウイルス感染症緊急対策－経済対策1億3,154万9,000円は、大多喜町電子地域通貨のチャージ・入金に対して10パーセントのプレミアムを付与し利用を拡大しようとするもので、利用期間を来年度までとするため繰り越すものと、大多喜町都市交流センター加工所改修工事が入札が不調になったことと、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言により年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。

その次、款4 衛生費、項1 保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,708万1,000円は、ワクチン接種の実施に向けた体制確保の対応に係るもので、ワクチンの入手時期や具体的な方法等、国においていまだ決定されていませんが、早期に接種が

できるよう備えておく必要がありますので、現段階で必要となる予算について計上し、年度内に完了しないことが想定されるため繰り越すものでございます。

その次、款9教育費、項4社会教育費、事業名、公民館管理運営事業4,755万3,000円は、中央公民館のエレベーター設置工事で、施工方法の見直しなどにより、工事の開始に遅れが生じ年度内の完了が困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。

合計3億5,743万円は、既に繰越明許費を設定させていただいた9,577万6,000円に、今回の追加額2億6,165万4,000円を加算した額でございます。

それでは、次に、事項別明細書の2、歳入、3、歳出により補正予算の説明をさせていただきます。

46ページ、47ページをお開きください。

## 2、歳入。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税5,194万4,000円の増額補正は、今回の補正予算の財源として地方交付税を増額するものでございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金3,013万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額でございます。

目3衛生費国庫補助金1,916万6,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金で、ワクチン接種の体制の確保に対するもので、国が取り急ぎ必要となる経費及び接種の実施に要する経費として想定し、現段階で示されているものでございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金541万6,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

○議長（麻生 勇君） 財政課長、座ってください。

○財政課長（君塚恭夫君） では、着座にて説明を続けさせていただきます。

款21諸収入、項5雑入、目2雑入1億円の増額補正は、地域通貨へのチャージ・入金分で、地域通貨の利用者からの入金でございます。

続いて、歳出について説明させていただきます。

次のページをお開きください。

## 3、歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目8諸費1億7,127万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症緊急対策として実施するものでございます。

右のページの説明欄をご覧ください。

感染拡大防止対策5,927万8,000円は委託料。工事請負費は小中学校のトイレ等の改修工事。備品購入費は非接触型体温測定カメラの購入と、保育園と学校給食センターの真空冷却機と冷蔵庫の購入、それと、小中学校の休校時等の対応のためのオンライン授業実施に必要なビデオカメラやマイクなどの購入。負担金補助及び交付金の学校行事支援補助金は、小中学校の修学旅行の急な中止に伴うキャンセル料等の保護者負担に対する支援でしたが、実施されないこととなったため減額するもの。医療機関等助成金は、町内の病院、医院、歯科医院等への助成金でございます。

次の雇用対策は、公共交通事業者継続支援金、町内の交通事業者に対する支援金でございます。

経済対策は、昨年の暮れから利用を開始した大多喜町電子地域通貨の利用に対する、利用加盟店、お店や事業者へ支払うもので、入金額の10パーセントをプレミアム分として付与し、新型コロナウイルス感染症の拡大により縮小した、町内の消費活動への対策として実施するものでございます。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目3 母子福祉費39万9,000円の増額補正は、医療費等の増により、不足の見込まれるひとり親家庭等に係る医療費等の助成金の増額でございます。

目4 児童福祉施設費441万7,000円の増額補正は、保育園児の給食のおかず調理に使用している調理器具、オープンでございますが、その購入で、その器具が施設の建設当時から16年以上使用しており、動作不良など調理業務に支障があるため更新するものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費10万6,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種の準備等に係る職員の時間外勤務手当でございます。

目2 予防費2,708万1,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保のためのもので、早期にワクチン接種が実施できるよう備えるものです。

報償費は従事する看護師分、需用費の消耗品費は消毒液や注射器等、役務費はワクチン接種に係る郵便料が主なもので、委託料は接種を受ける方の送迎、人材派遣業務委託はワクチン接種の問合せや予約などのコールセンター業務、データ作成委託料は接種者を管理するためのデータの作成委託料などが主なもので、備品購入費はCO<sub>2</sub>の濃度計とワクチン用の冷蔵庫でございます。

次のページをお開きください。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費262万7,000円の増額補正は、柳原地先の水

路の用地測量でございます。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費74万8,000円の増額補正は、大多喜小学校屋内運動場の屋根の修繕でございます。

以上で、議案第2号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第11号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 私、49ページの新型コロナウイルス感染症緊急対策の件について質問させていただきます。

感染防止策として、学校のトイレを洋式化することについては大変いいことであり、飛沫感染を防止するという上から大変いいと思っております。しかし、学校の和式トイレ、これ全部洋式にするのでしょうか。それとも和式は一部残してするのか。

和式が一つでも残るということは、そここのところの感染リスクが残るわけございまして、残ったところの和式トイレの感染防止策は具体的にどのようにするのか。全部やるというならいいんですけども。

それと、まだまだ大多喜町には、学校以外にも不特定多数の方々が利用する和式トイレがたくさんあると思います。今回のトイレの改修工事による感染防止策の中に、観光客が多く訪れる飲食店や土産物店、公衆トイレもたくさんまだ和式の部分があります。あと、各区の集会所のトイレの洋式化も進んでいません。災害時の指定避難場所への避難者集中を防ぐためにも、集会所を一時避難所として利用できるようにするためにも必要ではないかと考えます。

こういった和式トイレのほうも、今回の予算の中に入っているのか、入っていないのか。もし入っていないとしたらその理由は何なのか。飛沫防止を防ぐために和式トイレを洋式化にするということであれば、そういったものも含めてやるべきではないかと思っています。

それと、感染防止対策の一環として地域通貨券をやるということです。これはまた補正で金額が上がってきています。これも大変いいことで、やっていただければいいと思いますけれども、加入事業者が少ないと聞いています。それはなぜか。加入事業者を増やす必要があるんじゃないでしょうか。

ちょっと質問のほうを簡単にまとめて、また再度言います。

学校のトイレに和式トイレを残すことがリスクを残すことにならないのか。和式トイレを改修して洋式化することが感染防止につながるということならば、不特定多数の方々が利用する飲食店、土産物、公衆トイレ、各区の集会所の改修工事が必要ではないか。これが今回は入っていないとしたらその理由は何なのか。

あと、高齢者の感染防止は非常に大事です。学童保育の施設の新設や学校トイレの改修工事などにより、子供たちの感染防止策は守られると思いますが、高齢者の方々の感染防止策もぜひやってもらいたいと思うけれども、それがもし入っていないとすればなぜなのか、その辺をお聞かせください。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、私のほうから学校のトイレの関係でご説明させていただきます。

まず、今回のトイレの改修工事につきましては、学校におきまして新型コロナウイルス感染症の長期化に伴いまして、感染対策や収束後の新しい生活様式も踏まえまして、健やかに学習、生活できる環境の整備の一つとして、学校のトイレの洋式化及び洗面台の自動水栓化を行います。これによりまして、新型コロナウイルス感染症対策などの衛生面の向上が図られることと考えております。

先ほどの根本議員のご質問の中に、学校トイレの和式トイレを残すことがリスクを残すことにならないのかということ、全て洋式化にするのかどうかの問いにつきまして説明をさせていただきます。

まず、大多喜町のトイレです。まず西小学校、現在こちらのほうで把握している和式の数が全てで26個あります。このうち24個改修を行います。続きまして大多喜小学校、こちらは和式が14個あります。うち洋式化は12個行います。続きまして大多喜中学校、こちらは和式が28個あります。このうち24個を洋式化いたします。

こちらの数字を見る限り、西小では和便器が2つ、大多喜小も2つ、大多喜中については4つあります。こちらにつきましては、学校のほうに和便器を、和式トイレを残すことがリスクにつながることを学校側に問合せしました。問合せしたところ、やはり家以外のトイレで洋式トイレに触ることがどうしてもできない、そういう児童・生徒がいるということで、そういう配慮として、最低限残すということで、この工事を進めたいというふうに思っております。



以上です。

○議長（麻生 勇君） 財政課長、地域通貨での説明できますか。

○財政課長（君塚恭夫君） 財政課から地域通貨の加入業者、利用できる場所が少ないのではないかということについてお答えさせていただきます。

今現在、地域通貨を利用できる加盟店というか、店舗が66か所ということになっております。それについてなぜかということなんですけれども、理由としては、要は新しいデジタル化、機械を操作するということところで、各店舗、地域通貨がご利用できる可能性のあるところに加入の案内、説明に伺っているときに聞く話では、多いのが、やはり扱う事業主の方が高齢であるために機械の操作が、要は要らないというかやれないというようなところと、あとそれをやってもうちのほうではそれほどメリットがないという話があるのも確かにございます。

それと、今、各お店のレジが非常に高度化して、非常に便利なものになっています。大多喜町で導入しているこの地域通貨というのが、レジと連動しないものでございますので、その辺のレジのシステムの対応がすぐにはできないという返事をいただいている事業者もございます。

ただ、今後もより多くの使える場所を確保するために、勧誘、説明は続けていき、加入事業者を増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの質問ですが、今回のトイレの改修工事の予算、補正要求のほうには、今、根本議員のほうからお話のありました飲食店とか、集会施設もそうなんですけど、そういったところのトイレの改修工事の分は含まれておりません。こちらについては、町が直接管理しているものではございませんので、今回上げてあるものとしては、町のほうで行うトイレ改修工事ということで上げてございます。

集会所のほうのトイレの改修でございますが、トイレの洋式化、こちらは、やはり今教育課長からもお話のあったとおり、感染拡大防止に有効なものとして今回行います。集会所につきましては、これまでの一般質問でもお答えしているとおり、各区の利用状況であるとか、要望なども随時確認しながら、現在ある補助金を活用いただいて、改修のほうを行っていただきたく思っているところでございます。

現在コロナ対策といたしまして、これからもまだ第3次も予定されているところでござい

ますが、ほかのものについても、飲食店など、また公衆トイレ、そういったものについては、今後また調査していきながら、必要に応じた対策が取れるのであれば、補正予算のほうの要求に上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 集会所のトイレとか観光地の公衆トイレとか、なかなか思うように進んではないと思っています。やっぱり新型コロナウイルス感染症の対策ということであれば、学校のトイレ、飛沫が飛んで感染症になるからやるという理由であれば、やはり大多喜町にある公衆トイレとか、そういった不特定多数の人が使うものについては、それは役場が全部やるものじゃないですから、全額出すことは難しいかも分からないけれども、計画的にそういったものも、感染防止のために学校のトイレだけ直したって、そのほかに和式のトイレがたくさんあるのであれば、それは不十分じゃないですか。

感染防止のために学校のトイレは直すという理由であれば、そのほかのトイレも計画的に直していかないと筋が通らないんじゃないですか。特に高齢者の方々が散歩をしていって公衆トイレに寄るとか、集会所に行く人も高齢者の方が多いような状況、あと不特定多数の観光客が来て和式のトイレを使って、飛沫感染するということもあるわけですから。

それを全部出すというわけじゃなくて、計画を持って、すぐやるということじゃなくて計画性を持ってやっていかないと、感染防止にはつながらないんじゃないかと、そのように考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 根本議員に申し上げます。

ただいまの発言については質疑でなく、要望と考えるので、後ほど担当課に行って……。

○5番（根本年生君） 分かりました。結構です。だから要はこのトイレの改修工事の中にそれを含んでやってもらえればうれしいかなということで、入っていないと言ったので、分かりました。

○議長（麻生 勇君） 後ほど確認してください。

ほかに。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 47ページ、国庫支出金ですね。

昨年度、この新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金は2回で3億2,600万と聞いております。それに類して、プラス、今年度3,013万円、合計3億5,613万円よろしい

ですか。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 昨年度と言われましたが昨年ですよ。平成2年度中の数回にわたる補正予算で予算計上した、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、国から内示、交付決定のあった金額が合計で3億2,629万9,000円でございます。

今回、3,013万円を増額するわけですが、この3,013万円を増額することによって、1次、2次分の内示のあった合計額、全てがここで予算化が済んだということでございます。

（「じゃ、最初の収入だけですか」の声あり）

○財政課長（君塚恭夫君） ちょっと待ってください。

12月補正までで予算化、予算に計上してあるこちらの臨時交付金の総額が2億9,616万9,000円。

（「ちょっとゆっくり」の声あり）

○財政課長（君塚恭夫君） 296169、2億9,616万9,000円でございます。

それに、今回3,013万円を追加することによって、総額で内示のあった、決定されている1次、2次分の合計額3億2,629万9,000円ということでございます。3次分につきましては、今後また予算のほうで計上させていただくことになります。

○議長（麻生 勇君） ほかにありますか。

7番山田久子さん。

○7番（山田久子君） すみません。49ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でお伺いをさせていただきたいと思います。

高齢者及び基礎疾患を有する方や障害を有する方が居住する施設等で、従事する方の接種順位についてでございますけれども、現行では、高齢者に次ぐ接種順位ということで報道等がされているかと思いますが、業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症の患者様が発生した後にも、高齢者の患者さんや濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑制するという対応を、こちらの皆さんはしていかなければいけないという問題があると思います。

そういう中で、高齢者施設等の従事者の方の接種順位を医療従事者と同じレベルでできないかというお声があるんですけれども、この辺というのは町として対応を考えることができるものなのかどうか、ご意見をいただけたらと思います。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

接種順位を医療従事者と同じように接種できないかということですが、こちらはやはり国へのQ&Aでも幾つも質問が出ているところがございます。そちらの回答によりまして、接種順位を各自治体において設定することは想定していないという回答をいただいております。ですので、国から示されているとおり、こちらを自治体で勝手に変更するということとはできないということから不可能と判断いたします。

しかしながら、医療機関と同じ敷地内に併設されている高齢者施設の従事者については、施設の判断により接種が可能となっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子さん。

○7番（山田久子君） すみません。今のご答弁ですと、大多喜町でも該当する施設がちょっとあるかなという気がしたんですけれども、もしかしたら課長ではちょっとご答弁いただくのは難しいのかもしれないんですが、その施設で判断をする場合、施設で働いている方には、大多喜町に住んでいる方と町外に住んでいらっしゃる方といらっしゃると思うんですが、その場合というのは、対象というのはどんなふうな形になるのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） こちら、従事者につきましては、町内の方であろうと町外の方であろうと、必要ということであれば接種は可能となります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子さん。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

それと、すみません、もう1点お伺いしたいのは、新聞報道等で予約の受付にLINEが無料通信アプリを使いまして、コロナウイルスのワクチン接種の予約システムを全国の市区町村に無償提供するということで発表があったということで、今日の新聞ですと100市町村ぐらいがこちらのほうを取り扱うような話が出ておりましたが、本町ではこのシステムの導入については、どのようにお考えになっているのか伺えればと思うんですが。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） こちらにつきましては、まず接種順位、医療従事者の次に接種順位となります高齢者となるわけがございますけれども、現時点で高齢者の予約方法は、

はがきと、あと電話予約によるものを想定しております。

はがきと電話による予約をいただいたものを町の予約システムで管理することとなっております。LINEでの予約を導入した場合は、町の予約システムと、このLINEのデータを連携させる必要が出てくること、また、高齢者にとっては予約のしやすさを考えると、高齢者接種においてLINEを活用することは現在のところ考えておりません。

ただ、しかしながら、今後ほかの自治体の活用状況によっては、その後に来るであろう一般の方等に対する接種に対して導入を考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがいまして、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。なお、4時45分から再開します。

（午後 4時36分）

---

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時45分）

---

#### ◎日程の追加

○議長（麻生 勇君） お諮りします。

ただいま町長から同意第1号 監査委員の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議案につきましては既に配付をしております。

議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 配付漏れなしと認めます。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 追加日程第1、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、1番渡辺善男議員の退席を求めます。

(1番 渡辺善男君 退席)

○議長(麻生 勇君) 次に、会議録署名議員の補充指名を行います。

会議録署名議員として指名を受けていた1番 渡辺善男議員が、退席となりましたので、会議録署名議員の補充指名を行いたいと思います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長より指名いたします。

3番 野村 賢一 議員

を指名します。

本案について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(飯島勝美君) それでは、同意第1号について提案理由を申し上げます。

提案理由でございますが、議員のうちから選任をしていた方の議員としての任期が満了したことによりまして、新たな監査委員を選任することについて同意をいただくものでございます。

それでは、本文に入ります。

同意第1号 監査委員の選任について。

次の者を大多喜町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、大多喜町葛藤673番地。

氏名、渡辺善男氏。

生年月日、昭和31年2月18日生まれ。

渡辺善男氏でございますが、人格、識見ともにすぐれており、町民からの信頼も厚く、本町監査委員として適任でありますので、ご同意くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

1番渡辺善男議員の退席を解きます。

（1番 渡辺善男君の退席を解く）

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男議員に申し上げます。

ただいま監査委員の選任同意議案が審議されましたが、議会において同意されましたのでご報告します。

◎休会について

○議長（麻生 勇君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は議事の都合によりあした2日から3月31日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、あした2日から3月31日まで休会とすることに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 4時50分）



会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長 麻 生 勇

議長 麻 生 勇

署名議員 渡 辺 善 男

署名議員 渡 邊 泰 宣

署名議員 野 村 賢 一